



- 一 商号又は名称 有限会社斎藤設備
- 二 代表者の氏名 斎藤 實
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字門外二丁目一七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一七六五二号
- 五 取消年月日 平成二十三年七月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十三年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十三年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 下北建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 有馬 孝子
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字内田四二の七八五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第六 九一号
- 五 取消年月日 平成二十三年七月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十二年九月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十三年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社サンワテック
- 二 代表者の氏名 成田 俊一
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字上川三二の三八三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第六 八九号
- 五 取消年月日 平成二十三年七月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、ガラス、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十年十二月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、田子町土地改良区の定款の変更を平成二十三年八月五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十三年八月十七日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、福地土地改良区の定款の変更を平成二十三年八月五日認可したので、同条第三項の規定に

より公告する。

平成二十三年八月十七日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、沼崎土地改良区の定款の変更を平成二十三年八月五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十三年八月十七日

上北地域県民局長 五十嵐 昭 彦

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年八月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

川下政経研究会	川下 八十美	川下 昭義	むつ市柳町三の六の一二	平成 三〇・七・五
政治団体の名称	氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

川下八十美後援会	上條 和夫	川下 昭義	むつ市柳町三の六の一二	三〇・七・五
菊池光弘後援会	菊池 光弘	菊池 サユリ	むつ市大字田名部字南栴山一九の一	三〇・七・五

青森県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年八月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

自由民主党青森支部	代表者 鶴ヶ谷 慶市	弘前市大字賀田一の一五の二	新	平成 三〇・七・一
自由民主党青森県トラック支部	代表者 木村 英敬	三國 俊美	旧	三〇・七・八
自由民主党むつ市支部	主たる事務所の所在地 むつ市金曲一の一五	むつ市大湊浜町九の二四	新	三〇・七・二五

政党以外の政治団体

日本薬業政治連盟青森県支部	代表者 坪谷 新一	高橋 則夫	新	平成 三〇・七・四
三浦ひろし後援会	会計責任者 三浦 久美子	阿部 裕造	旧	三〇・七・二

国際勝共連合青森県本部	主たる事務所の所在地	青森市西滝一の一六	青森市古川三の一	三・七・三
	代表者	永野 二三代	沼山 孝男	
日本原燃労働組合政治連盟	会計責任者	永野 二三代	沼山 孝男	三・七・三
	会計責任者	佐藤 拓馬	中戸川 徹	

青森県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年八月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
坂本清蔵後援会	平成三・三・三	平成三・七・四

青森県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年八月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名（公職の種類）	資金管理団体の名称	代表者	主たる事務所所在地	届出年月日

川下八十美（員）	川下政経研究会	川下八十美	むつ市柳町三の六の二	平成三・七・五
菊池光弘（員）	菊池光弘後援会	菊池光弘	むつ市大字田名部字南椈山一九の一	三・七・五

青森県選挙管理委員会告示第八十三号

平成二十二年十一月二十九日青森県選挙管理委員会告示第七十五号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十三年八月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政治団体の収支報告書の要旨の平成21年分③その他の政治団体のア統括表江渡あきのり後援会の項中

25,854,304	25,854,304
488,943	488,943
25,365,361	25,365,361
25,304,129	25,364,844
23,937,000	23,937,000
23,937,000	23,937,000
23,937,000	23,937,000
1,428,000	1,428,000
23,937,000	23,937,000
8,673,500	8,673,500
361	361
702,721	702,721

を に訂正する。

5,320,611	5,346,861
4,957,321	4,975,786
19,654,153	19,698,868
4,199,826	4,215,826
192,150	192,150
192,150	192,150
1,258,000	1,258,000
5,649,976	5,665,976

留 留 留

監査結果に対する措置の公表

平成23年 6月10日付け青森県報号外第59号で公表した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成23年 8月17日

青森県監査委員 泉 山 哲 草  
 同 元 木 篤 子  
 同 工 藤 兼 光  
 同 岡 元 行 人

監査箇所名	監査結果	措置の内容
障害福祉課	青森県相寛障害者情報センターの管理に関する基本	変更協定を締結し、不備を解消した。

協定書について不備な点がある。	当該重要物品について、異動報告の手続きを行った。
-----------------	--------------------------

監査結果に対する措置の公表

平成23年 6月10日付け青森県報号外第59号で公表した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事及び青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成23年 8月17日

青森県監査委員 泉 山 哲 草  
 同 元 木 篤 子  
 同 工 藤 兼 光  
 同 岡 元 行 人

監査箇所名	監査結果	措置の内容
東青地域県民局地域健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	滞納者対策会議を開催して効果的な指導方法を検討するとともに家庭訪問等による納入指導を強めるほか、債権発生を未然に防止する取組を実施し、収入未済の解消に努める。
中南地域県民局地域健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	当部で定めた滞納金処理要綱及び給室で定めている要領等に基づき、収納対策検討会議を定期的開催し、長期滞納者に対する効果的な納入指導方針の検討、また、滞納者指導事務フローチャートを作成する等、従来の文書のみならず、家庭訪問による償還指導等を実施し、新たな滞納者を発生さ

三八地域県民局地域 健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	せないよう未然防止の強化・貸付決定時や保護開始時・手当支給時の周知徹底等収入未済解消に向けた取組の一層の強化を図っていくこととした。
健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	催告書による催告、居所不明者の調査、電話による納入指導、家庭訪問という手順で徴収等を行っている。債権解消に努めている。債権発生の未然防止の観点から、市町村事務担当者との連携強化に努めている。
西北地域県民局地域 健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	「地域健康福祉部収入未済対策要綱」及び「地域健康福祉部福祉こども総室収入未済金対策要領」に基づき、定期的に「滞納者検討会議」を開催し、家庭訪問や電話等による納入指導の強化や債権発生を未然に防止する取組を実施するなど、収入未済金の解消に努めている。
上北地域県民局地域 健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	養育医療や生活保護等の制度利用者等に対する説明を行い、十分に理解してもらうとともに、納入・返還等について適切な指導を行うよう努める。収入未済が生じないよう努める。収入未済が生じたときは、収入未済解消対策の会議に諮り、未納ケースの分析と具体的対策の検討を行うとともに、訪問指導等により粘り強く納入指導を続けることにより、収入未済の解消に努める。
下北地域県民局地域 健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	「下北地域県民局地域健康福祉部収入未済対策要綱」及び「下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室収入未済対策要領」に基づ

青森県福岡情報センター	北東北三県福岡合同事務所運営協議会において、(1)旅費において、予算額を上回る支出負担行を行っている。 (2)歳出科目を誤っているものが多数ある。 (3)委託料において、概算払の精算手続が適正でないものがある。 (4)旅費において、前渡資金精算書が作成されていないものがある。	き、半年ごとに対策会議を実施し、ケースごとに対処方針を定め、収納に努めている。今後とも、収入未済解消に努めるとともに、返納金発生を未然防止に努めていくこととした。
青森県立弘前高等技術専門学校	起案用紙に公印管守者の承認印を受けず、公印を使用しているものがある。	必要に迫った予算の補正措置による、全体及び個別科目毎の予算の管理徹底を行っている。起案文書等の決裁段階での職員相互によるチェック、及び毎月の定期的な点検の実施のほか、日々の業務において職員間での財務知識・考え方の確認・周知の徹底に努めている。委託契約の内容・必要書類の内容を再確認することともに、契約書に基づき必要な書類の提出・確認を行っている。資金の支払案件の定期的な確認把握を行い、精算手続の実行・内容確認の徹底に努めている。
西北地域県民局地域 農林水産部	委託料及び補償、補填及び賠償金において、契約手続が適正でないものがある。	平成23年4月の職員会議において、全職員に公印の重要性を再認識させるとともに公印に係る適正執行について指導した。今後毎月月の職員会議の機会を利用して、職場全体で公印使用及び財務事務の適正化に向けて取り組んで行く。
三八地域県民局地域 整備部	公印等の取扱いが適正でないものが多数ある。	契約締結に当たり、誤った専用公印を押し印したものを指摘されたため、予備監査以降、契約書へは地域連携部の専用印を用いている。局長公印を使用する文書(地域連携部の)局長公印を



	<p>使用するか地域整備部専用印の使用(か)の取扱いについては、事務委託規則等を整理して周知し、再度職員に承認を受けることと承認することとした。</p>		<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>県営住宅等の使用料について、引き続き青森県県営住宅等滞納整理事務所等に基づき、住戸訪問による納付指導や督促を徹底することとした。また、弁償金については、債権者に對し電で納付指導及び文書で支払を督促することとした。</p>
<p>上北地域県民局地域整備部</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>未納者に対して、電話連絡、個別訪問による納付指導や督促を実施し未納解消に努めることとする。別会計十和田湖下水道特約者に対しては、ホテル(旅館)、商店等を経営する滞納者に対し、経営状況に応じた計画的な訪問催告により、電話又は訪問催告により、確実に実行するよう求める。また、徴収業務を委託している十和田市との連携、協力体制の強化により滞納額の減少に努めていく。</p>		<p>公有財産購入費並びに補償、補填及び賠償金において、支払手続が遅延しているものがある。</p> <p>月末に未払い箇所について副課長及び担当で土地所有権の補償に関する台帳等及び契約書により確認し、次月に期限が迫っている地権者に対しては、契約の履行状況を確認する。移転済の物件があった場合は早急に移転確認を求め、請求書の提出を求め、支払スケジュール管理を徹底する。</p>

<p>青森県埋蔵文化財調査センター</p>	<p>報償費において、支払手続を行っていないものがある。</p>	<p>内部子エック体制を強化するため、庁内グループウェアシステムを活用することも、と支払確認表を作成することにより、複数職員による支払事務の確認及び相互けん制の徹底の執行に努めることとした。</p>
<p>青森県立板柳高等学校</p>	<p>総括前渡資金取扱者口座に現金が滞留しているものがある。</p> <p>扶助費において、支払先を誤っているものがある。</p>	<p>執務室内掲示板への処理期日記載の徹底及び複数職員による子エック体制の強化を図るとともに、通帳の記帳を毎週定期的に行うほか、口座へ入金時に金融機関から通知を受けられることなど、残高確認の徹底を図ることとした。</p> <p>支出命令票を作成する際には、支払先に誤りがないか照合確認を徹底するとともに、複数職員による審査体制を強化し、適正な財務事務の執行に努めることとした。</p>

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一  
銭